

審査結果の要旨

(1) 研究の目的に意義や独創性があるか。

発達遅滞児に対する言語指導の最終的な目的は、習得された言語行動が日常場面において「般化」することである。従来から自閉症児に対して様々な言語指導法が開発されてきているが、習得された言語行動の日常場面での般化が十分にみられなかったということが課題として指摘されている。一方、1980年代の後半以降、わが国においても、「言語指導における自然な方法」を志向する方向にあり、現在、機会利用型指導法・共同行為ルーティンを用いた指導法がその主たる指導法としてあげられる。しかしながら、これらの指導法においても、知的障害を併せ有する自閉症児を対象に適用した場合、般化や維持がみられるかどうか、それらを可能にする条件は何かについて明らかにされていない。また、共同行為ルーティンを用いた指導法において、文脈（スクリプト）の要素を獲得することが、言語の意味・伝達意図の理解と表出に結びつくかどうかについても十分な検討が行われていない。さらに、これらの指導法が、特別支援学校や学級等の教員においても実施することが可能であるかどうかについても明らかにされていない。本論文は、これらのきわめて重要な課題の解明を目的としており、またその結果は自閉症児の言語指導のあり方や知的障害教育に多大な貢献ができる貴重な研究であると期待される。

(2) 研究の方法は当該学問分野において妥当なものか。

本論文は主に5つの研究から構成されている。そのうちの3つの研究は学校教育現場で、2つの研究は大学に設定された臨床場面で行われたが、すべて日本特殊教育学会の原著論文として「特殊教育学研究」に掲載されたものである。いずれも「一事例の実験デザイン」を用いており、介入と結果との関連性が明確であり研究方法の妥当性が伺える。

(3) 研究資料やデータの収集と分析が適切になされているか。

データの収集分析の倫理上の配慮に関して、未成年者については保護者の同意の下で行われ、研究以外の目的では使用しないこと、被検者やその家族が特定されて不利益を被らないよう配慮の下で行われた。データの収集には可能な限り指導場面をビデオ撮影し、指導後にその分析を行っている。また、日常場面での般化・維持を研究の目的としているため、その測定に関しては、同僚の教師や対象児の家族等に協力を依頼したが、記録内容に関してはそのつど記録者に確認を行って中立性や客観性を担保している。さらに、一事例の実験デザインや行動分析学の分析手法にもとづいて適切に処理されている。研究資料やデータは、パスワードをかけて厳重に管理されて、後日検証できる形で保存されている。

(4) 研究の考察と結論が妥当であり、学術的な水準に達しているか。

結論として、機会利用型指導法においては、①物品の名称の「書字練習」は、後の日常場面での般化を促進するための必要条件とはならないこと、②対象児にかかわる人たちに所定の指導技法を教示し、対象児に要求事態が生じたときにそれに基づいた対応を要請することは、人への般化を促進するうえで有効であること、③「要求」以外に「応答」「叙述」「報告」の機能をもつ言

語行動が出現したが、これは要求言語行動形成後、対象児が「サインモード」を「書字モード」にモード変換し、非言語的モードで表出していた場面においても書字モードを用いた結果であること、④2年後も一定の維持が観察されたが、習得された言語行動の維持には、環境側の有効で永続的な働きかけが必要であることが明らかにされた。また、共同行為ルーティンを用いた言語指導においては、①子どもの言語習得の背景にはルーティンを繰り返すことによる文脈の獲得過程と文脈の要素に対応した言語の意味・伝達意図の理解と表出の過程という二つの過程が存在しており、しかも両者間に関連性があること、②自閉症児に適用した際に、習得された言語行動の日常場面での一定の般化がみられたこと、③標的行動の始発を目指した指導を行う際には、複数の場面からなるルーティンを設定し、並行指導法を用いて指導を行うことによって、標的行動の日常場面での般化が促進される可能性があることが明らかにされた。前述したように、本論文を構成する5つの研究はいずれも「特殊教育学研究」に掲載されたものであり、妥当性のある分析方法に基づいた研究結果と考察であると認められる。

(5) 取得学位にふさわしい意義や成果が認められるか。

知的障害特別支援学校在籍の児童生徒の約3割以上が自閉症を併せ有しており、彼らに対していかに適切な指導を行うかが今日においても重要な課題である。自閉症児の特性としてコミュニケーションの質的な障害・対人的相互反応における質的な障害があげられる。したがって、特別支援学校に独自に設けられている特別な領域である「自立活動」においては、これらの特性に応じるため「コミュニケーション」「人間関係の形成」が重要な指導区分となってくる。また、特別支援学校学習指導要領においては、「自立活動の指導は、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行う」と示されている。これらのことから、特別支援学校等における自閉症児に対する言語指導法に求められる条件として、①様々な言語発達段階にある自閉症児に適用できる、②要求・質問・報告・応答等の機能に加え、挨拶やお礼等の機能も指導できる、③習得された言語行動が日常場面において般化・維持される、④学校生活場面において、専門的な知識や技能を有する教師ばかりでなく、他の教師も指導できることがあげられている。上述したように、機会利用型指導法と共同行為ルーティンを用いた指導法はこれらの四つの条件を満たすと考えられる。本論文において得られた結論は、今後の特別支援学校等における自閉症児に対する言語指導のあり方、また自立活動の指導内容や指導方法の選定において重要な示唆を与えたと考えられる。

以上の観点から総合的に判断して、審査会では全員一致で、本研究が東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の博士（教育学）の論文に相応しいと結論した。